

制度改革分科会の開催について（案）

〔令和4年6月10日
大阪・関西万博関係府省庁
連絡会議議長決定〕

1 2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、新たな制度整備や規制改革など必要な措置を順次講じていくため、大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の下、制度改革分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

2 分科会の構成は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

会 長 内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長
会長代理 経済産業省商務・サービスグループ参事官兼博覧会推進室長
構 成 員 内閣官房国際博覧会推進本部事務局参事官
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
内閣官房内閣参事官（内閣広報室総括担当）
内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター）
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局参事官
内閣府男女共同参画局総務課長
内閣府地方創生推進事務局参事官
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官
内閣府知的財産戦略推進事務局参事官（総括担当）
内閣府健康・医療戦略推進事務局参事官
内閣府宇宙開発戦略事務局参事官
内閣府総合海洋政策推進事務局参事官（総括担当）
内閣府規制改革推進室参事官（総括担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
警察庁長官官房企画課長
消費者庁消費者政策課長
デジタル庁統括官付参事官
復興庁統括官付参事官
総務省大臣官房企画課長
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長
外務省経済局政策課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省大臣官房政策課長
文化庁政策課長
厚生労働省参事官（総合政策統括担当）
農林水産省大臣官房政策課長
国土交通省総合政策局政策課長
観光庁参事官（MICE 担当）
環境省大臣官房総合政策課長
防衛省大臣官房文書課長

- 3 分科会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。